

迷惑行為

次のような迷惑行為があった場合、
診療をお断りするとともに、
所轄警察署に届け出る場合があります。

- 1 他の患者さんや職員にセクシュアルハラスメントや暴力行為があった場合、またはその恐れが強い場合
- 2 大声、暴言、脅迫的な言動等により、他の患者さんに迷惑を及ぼした場合、または病院業務を妨げた場合
- 3 解決しがたい要求を繰り返し、病院業務を妨げた場合
- 4 建物設備等を故意に破損した場合
- 5 受診に必要なのない危険な物品を院内に持ち込んだ場合
- 6 許可なく録音や撮影をした場合
- 7 その他、診療または病院業務を妨げる行為を行った場合